

令和7年7月16日

太子町長 沖 汐 守 彦 様

太子町行財政審議会

会長 堂 本 正 広



「公共施設等の使用料の適正化」について（答申）

令和7年6月24日付太総務第401号の2で諮問のあった、「公共施設等の使用料の適正化」について、審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

1. はじめに

私たちは、コロナ禍を契機にこれまでにない急激な社会情勢の変化を経験した。また、少子高齢化に伴う人口減少や、物価高騰の影響、社会保障関係費の増加等に直面しており、持続可能なまちづくりの推進のための公共施設等の使用料の適正化が必要となっている。

諮問を受けた「公共施設等の使用料の適正化」についての審議にあたっては、将来世代に過度な負担を負わせないこと、公共施設等の持続可能性を高めること、公共施設を利用する住民と利用しない住民との負担の公平性を保たなければならないことなどを踏まえた審議を行った。

2. 審議経過

本審議会において、事務局より提出された資料を基として慎重な審議を重ねた結果、次の結論に達した。

3. 答申内容

急激な物価上昇や賃金水準の引き上げなどの社会情勢の変化を反映させた受益者負担の適正化の必要性を鑑み、諮問を受けた「公共施設等の使用料の適正化」については、必要かつ止むを得ないものとして、原案のとおりとすることを妥当とする。なお、答申に際して、下記のとおり意見を附帯する。

4. 附帯意見

- (1) 定期的な使用料等の適正化を行わない場合、現行の利用者負担額と適正な利用者負担額との差が大きくなり、使用料改定時の見直し幅も大きくなる。社会情勢等の変化を的確に受け止めるとともに、定期的に使用料等の適正化を実施すること。

- (2) 公共施設等の使用料を改定する前提として、経費削減に取り組み、必要最小限な費用で効率的な施設運営を行うこと。
- (3) 公共施設等の利用率及び利用満足度の向上のため、施設認知度の向上や施設活性化のための各種取組を推進すること。
- (4) 公共施設等の使用料の改定にあたっては、広く住民の理解が得られるよう、分かりやすい丁寧な説明を行うとともに、十分な周知期間を確保すること。
- (5) 未利用、低利用の公共施設等の活性化、施設の統廃合等を進めること。
- (6) ICTの積極的な活用を通じて、効率的に事務を処理する体制を構築すること。
- (7) 社会情勢や国県等の政策の変更等が生じた際は、「太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針」の見直しを含め、柔軟かつ適切に使用料等の適正化を進めること。